

Q 特別条項の「通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に必要な場合」とは具体的にどのような状態をいいますか

A

通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に労働させる必要がある場合」とは、全体として1年の半分を超えない一定の限られた時期において一時的・突発的に業務量が増える状況等により限度時間を超えて労働させる必要がある場合をいうものであり、「通常予見することのできない業務量の増加」とは、こうした状況の一つの例として規定されたものです。

その上で、具体的にどのような場合を協定するかについては、労使当事者が事業又は業務の態様等に即して自主的に協議し、可能な限り具体的に定める必要があります。